



令和 8 年 7 月 13 日  
内閣府政策統括官（防災担当）

## 令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る 災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

### ○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年 7 月 7 日に甲賀市で発生した土砂崩れにより、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、滋賀県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

| 法適用市町村       |            | 法適用日<br>(公示日)         |
|--------------|------------|-----------------------|
| 滋賀県<br>(1 市) | 甲賀市 (こうかし) | 7 月 7 日<br>(7 月 13 日) |

【参考】災害救助法の概要 [https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo\\_gaiyou.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf)

#### 本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）